

会 議 錄

1 会議名

令和7年度第4回有田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

【報告事項】

- ・リージョンプラザ上越等の指定管理業務に関する調査結果及び対応について（公開）
- ・公の施設の使用料等の見直しについて（公開）

【自主的な審議】

- ・カルチャーセンターのさらなる利活用について（公開）

3 開催日時

令和7年10月21日（火）午後6時30分から午後8時10分

4 開催場所

上越市カルチャーセンター ミーティングルーム

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）

- ・委 員：熊木会長、市川副会長、荒井委員、五十嵐委員、内山委員、栗間委員、高橋（邦）委員、高橋（秀）委員、竹内委員、名取委員、柳澤委員（欠席者5名）
- ・スポーツ推進課：石田課長、市川主任
- ・資 産 活 用 課：丸山係長、長ヶ部主事
- ・事 務 局：北部まちづくりセンター
内藤所長、勝島副所長、石崎係長、丸山主任

8 発言の内容

【勝島副所長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の

出席を確認、会議の成立を報告

【熊木会長】

- ・挨拶
- ・会議録の確認：荒井委員、五十嵐委員に依頼

議題【報告事項】リージョンプラザ上越等の指定管理業務に関する調査結果及び対応について、スポーツ推進課へ説明を求める。

【スポーツ推進課：石田課長】

- ・挨拶

本件については、昨年5月に有田区地域協議会でご報告させていただいたが、専門家による調査が完了し、市の対応が決定したのでご報告させていただく。

資料については、市で調査を委託した弁護士及び公認会計士の調査業務報告書に基づき作成しているが、調査報告書の原文をご覧になりたい場合は、市のホームページに掲載してあるので、後ほどご確認いただきたい。

- ・資料No.1 「文教経済常任委員会資料【所管事務調査】」に基づき説明

本件に関しては、発生から約1年半に及ぶこととなり、地域の皆様、施設の利用者、関係者の皆様には、大変ご心配をおかけした。

今後は本件を教訓とし、思い込みや誤認がないよう、改めて指定管理者と市で指定管理業務を確認、共有し、適正な事務執行に努めたいと考えている。

【熊木会長】

今ほどの説明に対し、質問等はあるか。

【高橋（秀）委員】

市は、毎年予算を立てているにもかかわらず、11年間このようなことがされていたということは、毎年、指定管理者から報告があったときに、市は何も監査していなかつたのかということになってしまう。市に落ち度がないように聞こえるが、毎年監査していればこれほど大きな金額にならないし、思い込みの部分も初期の段階では正できたはずである。これほど長い間見過ごされていた理由をお聞きしたい。

【スポーツ推進課：石田課長】

制度の仕組み上の話からすると、指定管理者から実績報告書が出された段階で、市は内容を確認するが、その裏付けとなる根拠資料の提出までは求めておらず、その突合がなされないことで、大きな異常値がない限り、そのまま受領していたのが現状である。

協定書に基づき、実績報告書や事業計画書は毎年提出していただき、確認をしているが、今の制度上では、なかなか見抜くことができないというのが弁護士の見解である。

今後このようなことがないように、一定の根拠資料を求めたり、確認方法を見直すなど、チェック体制を整えながら進めていく必要があると思っている。

【高橋（秀）委員】

今までに対する反省がすごく甘い。

業者が思い込むような提案をしているのも、市のはずである。思い込んでいたということが、1年目で分からなければならぬにも関わらず放置している。そもそも指定管理料の予算に対して監査をしていないのか。指定管理者が計画どおりやっているかどうかの確認をしていないのが異常だと思っている。

大幅な差がないというのは、いくらの金額をもって大幅な差がないのか。何%ずれたときはどうだといったルールはないのではないか。にもかかわらず、大した金額である、ないという表現は間違いだと思う。

予算に対して1円でもずれていたら、普通の企業や銀行であれば、どうなっているのかと後追いするのが普通である。そういうところが非常に緩いと思う。

弁護士は市の責任は認められないと言っているが、長期間、指定管理者は虚偽報告を続けていて、それを市も気付けなかつたということは、本当に反省が必要で、具体的な対応策をとらない限り、間違いなくまた起こる。

ほかの企業でも、同じような事例がある。それはなぜ起こるかというと、監査をしつかりやっていないからである。お金については、もっと厳しくやってもらいたい。このお金はどこから出ているかというと、我々の税金から出ているわけである。目の光らせ方、どこに焦点を置くべきかというのは、最初にきちんと自分たちで決めておいてもらいたい。

弁護士や会計事務所は、法的なルールにのっとって、違反していないという言い方をしているだけであって、行政との契約としてみれば明らかなルール違反である。そういうことを認識しなければならない。

【スポーツ推進課：石田課長】

我々も今回の件を受けて、改めて指定管理業務の内容を、指定管理者とともに確認するということが必要だろうと思っている。再発防止に向けて、事業計画書や事業報告書の様式を見直すことと、実際に書類が提出された際には、きちんと根拠資料を確認する

こと、場合によっては、指定管理施設や会社に出向いて、立ち入り検査をすること、必要に応じて弁護士、公認会計士に相談をすること、こういった見直しを今年度やっていきながら、指定管理業務が適正に執行できるように努めてまいりたい。

【竹内委員】

今回、通報を受けてこの疑惑が分かり、調査を始めたと書いてあるが、市には通報を受ける体制がきちんとできているということか、また、これからもそのような方針で進めていくつもりか。

【スポーツ推進課：石田課長】

通報に関しては、どの課でも常に窓口を開いているような状況である。通報の内容についても、中身を確認した上で、調査すべき対象のものかどうかも含めて確認した上で、該当する組織、部署で確認作業を進めているところである。

【高橋（邦）委員】

4ページ目に、「ウ 指定管理者の弁明骨子」があり、その中に、「人件費を実績値で報告した際に予算を落とされたら、リスクに対応できないという考え方があり」と弁明しているが、これはどこにでもあって、市でもそうだと思うが、予算が減らされないように、これは実績がないのに出したわけだが、実績を作るために予算を執行するということはよく聞く。こういうことに対して、市議会の委員会の中で、質疑、質問はなかつたのか。

次に、11ページの最後の調査結果に、「実績額が過少に報告されており、指定管理料基準額の算定に影響がなく、市に損害は発生していない。」とあるが、この実績額が過少に報告された施設に対して、実績額に見合った形で支払いは行われたのか。過払いは返還を求めるが、過少な分は払わないのかお聞かせいただきたい。

【スポーツ推進課：石田課長】

市議会の委員会では、今いただいた内容のご質問はなく、どちらかというと、再発防止に関するご指摘が多かったという印象を私は持っている。

それから、11ページの調査結果に関しては、指定管理業務は、例えばリージョンプラザ上越では5か年契約をしているが、どこの施設も大体3年から5年のスパンで協定書を締結して、1年単位で支払っているという状況である。

基本的な考え方として、もし赤字決算になった場合でも基本的に市は補填をしないというスタンスである。最初に3年ないし5年で、この金額で業務ができるというような

契約をさせていただいているので、そこでおきた赤字の補填はしないというような考え方で進めている。

【高橋（邦）委員】

実績が過少に報告されているのは、結局、赤字を出さないために揃えたということか。

【スポーツ推進課：石田課長】

指定管理者の主張で言えば基本的にはそういうことになる。実際に支出した金額を報告するというよりは、最初に契約をした事業計画書に基づいて実績報告書の記載をしていたとの説明があった。

【高橋（邦）委員】

素人考えだが、非常に市にとって都合の良い解釈である。

市民レベルで考えると、そこできちんとサービスが行われているかどうかということが非常に重要なことであって、例えばその指定管理者が赤字になって、もうできないということで、指定管理を引き受ける業者がなくなってくるということは、逆に言うと市民サービスの低下につながってしまうのではないか。

実績が赤字になっても知らないというような対応を、制度上だから担当課としてはそれ以上のことは多分できないのだろうが、そういうことがあっても、維持するような工夫が必要ではないかという気がする。

例えば、急な物価高騰によって、自分たちでは対応できない部分は、民間業者であればリスク管理として上振れ分をプールするという感覚なのだろうが、行政との関係においては、それを一切許さないような仕組みになっているから、こういう問題が発生するのではないかという考えが浮かんだ。

【スポーツ推進課：石田課長】

誤解があるといけないので、説明させていただく。

先ほど赤字があっても、基本的に補填はしないというお話をさせていただいたが、例えばリージョンプラザ上越でいうと、5年分の契約をするので、今現在は第5期、令和4年度から令和8年度までのものになる。令和3年に契約をしているわけだが、令和3年と今を考えたときに、物価や光熱費も値上がりしているので、指定管理者と協議を行い、お互いの責めに帰す部分ではないので、市から補填をするというようなこともしている。

【栗間委員】

私は、昨年リージョンプラザ上越で夜間テニスをしていたが、100人以上いる中でクーラーが入らなくて汗だくになった。クーラーが入っていない、風も入らないような状況でテニスをするのは健康のためになるのかと、参加者の中ではそういう声が多かった。

【スポーツ推進課：石田課長】

リージョンプラザ上越の空調に関しては、昨年、室外機の入れ替えと増設をしており、少し機能が強化されている。もし、そのようなことがあったとすれば、管理上不適切な部分があったかもしれない、改めて指定管理者にそのようなことがないように説明したいと思う。

【熊木会長】

ほかに質問等を求めるがなし。

「リージョンプラザ上越等の指定管理業務に関する調査結果及び対応について」は、これで終わりとする。

— スポーツ推進課 退室 —

【熊木会長】

次に、【報告事項】公の施設の使用料等の見直しについて、資産活用課へ説明を求める。

【資産活用課：丸山係長】

- ・挨拶
- ・資料No.2 「公共施設等総合管理計画に基づく取組のイメージ」
- ・資料No.3 「公の施設の使用料等の見直しについて」に基づき説明

有田区には今年度の使用料等の見直しに該当する施設はないが、カルチャーセンターも含む大部分の施設については、令和9年4月に使用料改定を考えており、そこに向けて見直し内容の検討を始めている。また、令和8年4月以降に、見直しを行う施設と具体的な金額を、地域協議会に説明したいと考えている。令和8年9月、もしくは、12月議会で条例改正議案を提案し、その後、利用者への周知をした上で、令和9年4月から新しい料金の適用を目指す予定である。

【熊木会長】

今ほどの説明に対し、質問等はあるか。

【内山委員】

例えば、リージョンプラザ上越でイベントをした場合、私たちは利用料金を無料に減免してもらうのだが、ほかのところでは1,000円くらい取るというところもある。イベントを行うのは、営利営業上の利用にあたるのか。

【資産活用課：丸山係長】

内山委員が行なわれているイベントは、営利、営業を目的とするものではなく、地域の振興を目的とするものか。

【内山委員】

そうである。カラオケサークルの発表会等いろいろである。寄付金を集めて上越市に寄付したりもしている。

【資産活用課：丸山係長】

営利営業上の利用については、今も制度としてある。例えば、市民プラザ等で、いろいろな物販や、企業の人材採用の面接等も行われている。そういう企業活動については、営利営業上の利用ということで通常の2倍の使用料をいただいている。

今回、見直しを予定しているものは、営利営業上の利用による料金の上限設定の変更であり、どのような利用が営利営業上の利用にあたるかの基準については変える予定はない。

【栗間委員】

今、私たちの合唱団では、オーレンプラザとまちかど交流館と雁木通りプラザを利用している。オーレンプラザの駐車場は無料だが、との2つは駐車料金がかかってくるので、そのあたりも考慮してほしい。

【資産活用課：丸山係長】

駐車料金のかかるところは、立地の関係等もあるのだと思う。そのような意見があつたということは、施設の所管課に伝えたいと思う。

【高橋（邦）委員】

要するに、この使用料等の見直しについては、基本方針の策定の理由の中にいろいろと書いてあるが、使用料収入の確保ということが一番の目的である。そういうことがあまり出ていなくて、「基本的な考え方を改めて整理し、統一的な方針を定めることとした。」とある。もっと、そういうことをはっきり出したほうがいいのではないか。施設を維持するために、多くの公費が投入され、非常に財政を圧迫しているという実態があ

るから、使用料等の見直しが出てきているのに、それを格好良く「公共施設等総合管理計画に基づく取組イメージ」と書いていて、では、いったい何が問題なのかが全然ない。

2ページ目に公の施設における使用料等の算定に係る基本方針（案）について「基本的な考え方は、平成27年10月の見直し時と同様です。」と書いてある。何を変えたのかが非常に分かりにくい。「算定方法の明確化」とあるが、では今まで不明確だったのか。例えば50%だったものを、この10年間で75%にしたというのであれば、非常に分かりやすい。10年前の平成27年のときと、令和7年のときでは、こう変えたということが分かると説得力があるが、それが非常にぼかされている。維持費が賄いきれるなら、別になにも問題はないはずである。使用料の見直しもする必要はない。算定方法の明確化も、今までも算定方法はしっかりあったはずである。説明するときには、どこが問題で、だからこういうふうに変えたというものが必要なのではないか。

また、3ページ目、「標準的な受益者負担割合と主な施設・機能例」というふうに分類している。選択的、必需的と書いてあるが、例えば、この受益者負担で、私益的でもない、公益的でもない、真ん中に、ゲートボール場、高齢者交流施設等が書いてある。例えば、市の高齢者福祉政策から言うと、こういうものは必要だと思って用意したはずである。それとの兼ね合いがよくわからない。健康維持のために利用してもらうよう用意しておきながら、お金を取っているというイメージで、受益者負担の問題と、市の施策との兼ね合いが非常に分かりにくい。市の施策であるならば、当然それに見合ったソフトの部分やハードの部分が整備されるべきなのに、そのところがポンと抜けていて、施設の維持だけが強調されてしまう。施設の維持であれば、古くなって老朽化すれば、建て替えなどお金がかかるのだから、皆さんも負担してほしいということであればわかるが、そういう説明ではない。施設を利用しているから、お金を取っているという感じである。皆さんにずっと使い続けてほしいが、そのために維持管理が必要なので、皆さんも協力してほしいというのが受益者負担だというように言っていただくと、本当の受益者負担の原則はそうではないが、ここで使っている受益者負担はそんな意味合いがあるので、言葉の選択が少し違うのではないかという気がする。

【資産活用課：丸山係長】

今ご意見いただいて、目的が分かりづらくなっているということを確かに感じた。これは、基本方針ということで総論の部分になるが、具体的な見直しというのは、先ほどお話ししたように、令和9年4月に向けて本格的に入っていくことになるので、その部

分を説明しないと、市民の皆さんも、なぜ変えるのか分からぬ部分もあると思うので、
高橋（邦）委員が言われたところは注意しながら説明していきたい。

【高橋（秀）委員】

今ほど高橋（邦）委員が言われたとおりである。維持管理費が足りない。だからなんとかしたい。ところが、それぞれの施設によって、設備が異なるためお金のかかり方が違うわけである。それを一律にしようということになると、設備がたくさん入っているところは、年数が経過すると設備の更新をしなければならず、それを全部受益者負担で賄うとすると高すぎてできない。温浴施設にしても全部違うと思う。それを一律に考えていること自体が基本的におかしい。

例えば、この部屋の蛍光灯を見てほしい。今日は蛍光灯が入れ替えられているが、数日前までは点かない蛍光灯が半分近くある状態だった。ドアの鍵が壊れても、それすらも直すお金がない。予算を取る段階で、こういうものに必要だと提案しない限り、予算はつかない。施設ごとの違いというのも含めて考えなければならない。

特に気になるのは、設備関係は年数が経過すると老朽化していく。この施設のエアコンの室内機は今年更新されたが、それにどれだけお金がかかったのか、これから体育館にエアコンが必要だが、それにどれだけお金がかかるのか。市の予算だけではなくて、利用者からも全部お金取るのかということも含めて検討しなければならない。要は施設ごとに、「この地域にあるこの施設は、これから設備投資でこれだけお金がかかります。維持費では今これくらいかかるからです。だからこれくらい上げざるを得ないです。」ということを具体的に言っていかないと、聞いていても響いてこない。

答えはいいので、帰って検討してほしい。

【高橋（邦）委員】

資料No.2のイメージ図のことで、使用料の見直しはこの中で出てきているから、この部分に焦点が当てられていると思うが、「総合管理計画に基づく取組」に「施設の適正配置、施設管理の適正化、受益者負担の適正化」と、やたら適正、適正、と出てくるが、何が適正なのかよくわからない。「施設管理の適正化」のところに「維持管理費の縮減」と書いてあるが、維持管理費の縮減ではない。本来的なことを言うと、しっかりとした維持管理費の確保である。維持管理費を確保して、施設をしっかりと維持していくことだと思う。そのための工夫として、現在の施設数のままでは維持管理費が高くなってしまい困る。だから施設数を抑制する。だが、適当に減らせばいいという問題では

ないから、この広い上越市の中で、それぞれの施設を適正に配置するということがあると思う。老朽化している施設を、これ以上無理に維持管理費を使わずに、まだ継続使用が可能なところに予算を投入して、施設の更新を図っていくなどの説明があると分かりやすいと思う。

使用料の見直しというのは、結局、維持管理費を捻出するということである。だから、減免基準の見直しとか、受益者負担の適正化なんて、もっともらしいことを言って使用料を取ろうとしているという感じがしてならない。今の施設を維持していくために維持管理費が必要ということが抜けてしまうと、よく分からぬことになるのではないか。

適正化の中に、開館時間や休館日の見直しがあるが、これはサービスを減らすということである。指定管理者制度の運用ルールの見直しや、全体方針や個別対応の検討はいいが、開館時間を減らす、休館日を増やすなどは、サービスをどんどん減らして使わなくなるということである。使わなければ使わないほど施設は駄目になっていく。点検もしないし、修理もしないし、放置するだけの施設が多くなる。家で言うと、使っている家より空き家がすぐ駄目になることと同じである。使っているからこそ、もっと工夫が必要だし、手直しが必要だということが出てくるのである。

市民に施設を利用したくなるような利用方法を示すなど、利用を働きかけ、そのためにここに予算を投入しますよというように、もう少しバラ色なものにならないと、使用料を取るとか、維持管理費を減らすために、開館時間を減らしたり、休館日を増やすなど、総合管理計画がちっとも楽しくないような計画になってしまふと思うが、いかがか。

【資産活用課：丸山係長】

総合管理計画は、笛子トンネルの崩落事故を受けて、国全体で施設や社会的なインフラについて適切に管理する必要があるとなったところから始まっている。施設もインフラも、高度経済成長期のときに作っていて、点検等までお金も人も回らず、不幸な事故が起きてしまったということがあるので、そういう事故が起きないよう適切な管理を行っていくための計画になるが、高橋（邦）委員が言われるように、減らすだけ減らして、市民にとつていいことがないというところも、意見として理解できるので、説明の仕方に気を配りたいと思う。本当に今、維持管理費が上がってきいて、実際にお金が足りないというのが正直なところである。古い施設は、大規模改修の必要な時期がどんどん迫ってくるので、市で運営している施設である以上は、きちんと更新ができるよう

に費用を確保して、次の世代にもそのサービスを提供していくというのが、私ども行政の使命としてあるので、その部分は資料には載せていなかったと反省をしている。

【高橋（秀）委員】

民間で設備整備すれば減価償却が入る。償却が、例えば8年、11年等のルールがあるって、海外の場合5年くらいだが、5年後にまた新しいものを買うためのお金の余力があるというのが償却の意味である。市ではそういうお金を積んでいないと思う。積まずに、土壇場になって直すとなったときにお金がない。そういうことも含めて、計画性を持っていないといけない。第三セクターの温浴施設が継続困難となる大きな要因はボイラーである。作ったときから、次のボイラーの更新時期を見据えてしっかりとお金を積んでおかなければいけないのに、みんな一斉に壊れて使えませんというのでは話にならない。皆さんが検討するときの考え方の一つとして持ってないと駄目だと思う。

【資産活用課：丸山係長】

減価償却の部分は見ていないというのが公の施設の実態であるが、全国には数は少ないが償却部分を基金として毎年積み上げて、それを設備更新のときに充てる自治体もあると聞いている。そういったところも含めて、今後検討していきたいと思っている。

【熊木会長】

ほかに質問等を求めるがなし。

これでこの件については終了とする。

— 資産活用課 退室 —

【熊木会長】

次に、【自主的な審議】カルチャーセンターのさらなる利活用について、事務局に説明を求める。

【石崎係長】

・資料No.4 「カルチャーセンターの利活用について」に基づき説明

【熊木会長】

優先順位（案）について、意見等はあるか。

【高橋（秀）委員】

優先順位（案）3番の「施設の空き時間の子どもへの開放」は、カルチャーセンター

では既に実施されているので、グラウンドをどうするかということである。

【熊木会長】

そうすると、3番は外してよいか。優先順位でいくと、4番「設備の修繕」の下のほうに来ると思う。私も3番について感じているのはグラウンドの件である。空いていても使わせない、入ると怒るという状況で、年間4、5回のサッカーの試合のために維持管理しているのかということになる。先ほどの公の施設の使用料の見直しの話ではないが、普段は使えないのにそういういた維持管理費も全体で負担しているとなれば、こちらとすると割に合わない。

優先順位について、「カルチャーセンターへの窓口の一元化」を1番、「体育室への冷房設置」は2番、「施設の空き時間の子どもへの開放」はカットさせていただき、「設備の修繕」を3番にするということよいか。

(委員同意)

この3つを優先して対応するものとして掲げていきたいと思う。

次に進め方（案）についてである。

「カルチャーセンターへの窓口の一元化」の進め方は案に記載のとおりに進めるしかないと思う。事務局でも関係課との協議が必要という認識か。

【石崎係長】

窓口を一元化するには、関係課の協力が不可欠なため、協議会から一元化してもらいたいということを伝える必要があると思うし、伝えるにあたっては、まず協議会の中で、なぜ窓口の一元化が必要なのか、最終的にはどのようにカルチャーセンターのさらなる利活用につながるのかということをまとめ、しっかりと関係課に伝えていく必要があると思っている。

【熊木会長】

一元化するにあたり、関係する課を洗い出してほしい。そうしないと、どこと話し合うのがいいのかが見えない。複数あるのであれば、来ていただいて、一元化について意見をもらうか、文書をそこに出して、返答をもらった上で、個別にお話しさうのか、全体でお話しさうのか分からぬが、とにかくそういうことをやらないと、私たちは議論できない。まず関係課を洗い出してもらい、それに対して、一元化の意見を聞いた上で会議を開かないと進まない。

それは、次の「体育室への冷房設置」に関しても同じである。カルチャーセンターの

体育室を所管する課はどこになるのか。

【高橋（秀）委員】

体育室は社会教育課の公民館の係である。

【熊木会長】

公民館と交渉、要望ということになる。進め方としては、町内会との連携も検討とあるが、この町内会というのはどこを指すのか。

【石崎係長】

これは前回、グループに分かれて検討をした際に、施設の改修や改善の要望となると、町内会要望というのがあるという話があつたことを受けて反映させている。町内会要望となると、その施設が所在する町内会、または、この施設に関しては、有田区全体の施設でもあるので、有田地区町内会長協議会が考えられると思う。

【熊木会長】

この施設の利用に関しては、いろいろな町内会が利用しているので、町内会長協議会のほうが適当と思うので、もし要望ということになれば、町内会長協議会と一緒にやっていきたいと思う。

その次の、「設備の修繕」も一緒に、担当課は公民館でいいと思う。設備になれば、素人目で分かる部分と分からぬ部分があると思う。これは我々が全部チェックした方がよいのかどうか。

事務局では、この課題解決は、優先順位1番から順番にやるのか、どのように想定しているか。

【石崎係長】

優先順位のとおり着手するが、例えば、1番の関連で担当課に何か回答等を求めて、その答えが返ってくるまでの間に2番に着手するということはあると考えている。

【熊木会長】

それでは、順番は1番から進めていくので、事務局には関係課の整理をお願いしたい。

「体育室への冷房設置」に関しては、公民館に対して、町内会長協議会として要望を出していく。そうすると、地域協議会として何ができるかということである。地域協議会とすれば、意見書は出せると思うが、ほかにもあるのか。

【石崎係長】

もし、協議会として市に何か出すとすると、要望書ではなく意見書という形になる。

町内会長協議会と連携するとなれば、協議会から出す意見書の文言の中に、町内会長協議会でもこのように言っていますと意見の補強としてお名前を使わせてもらうことが考えられる。また、町内会長協議会から要望書を出す場合は、地域協議会での協議の内容を書き加えるなどが考えられると思う。

もしよろしければ、連携していくというところだけ確認していただければ、詳細は会長や町内会長協議会と相談させてもらえばと思っている。

【熊木会長】

連携していくという部分に関して異存はない。幸い、町内会長協議会の正副がここに来ているので、残りの三役と理事会を開いた上で了解を得ればいいと思う。町内会長協議会が要望団体になることに異存はないし、地域の要望を届けるのは当然の役目だと思っているので、その線で捉えていてほしい。

【栗間委員】

「体育室への冷房設置」について、暖房は考えていないのか。もし、災害等あったときに暖房もあればいいのではないかと思うが。

【熊木会長】

暖房に関しては、石油ストーブを何台か設置することで対応している。

【栗間委員】

ここは指定避難所になっていると思うが、避難時に足元に暖房を置くと危ないと思う。

【熊木会長】

避難所の環境整備が重要であることは理解している。

冬の避難所に暖房があれば助かるが、我々が議論しているのは、夏の猛暑による熱中症対策がメインで、エアコンと同様に切り替えができる機種であれば簡単に暖房になるかもしれないが、そちらがメインではないということを理解してほしい。

公民館の考え方もあるし、予算の関係もあると思うが、本来の体育室として利用する際に、夏期の冷房は日常的に使うものなので、冷房設備を最優先にしている。

設備の修繕も冷房設置も所管課は一緒なので、平行して社会教育課と話をしていくものと思っていてほしい。

町内会長協議会のほうの了解については、12月に役員会で集まるので、そのときに議題として出して了解を取っておく、一緒にできると思うので、やる方向でお願いする。

【高橋（秀）委員】

要望する場合は、町内会長協議会のほうが市に届きやすい。なので、町内会長協議会をメインにしながら、地域協議会の意見書などをうまく利用しながらやるというのが一つである。

それから、設備の修繕については、利用している方や、修繕が必要な場所が大体わかっている人に聞くなどして、カルチャーセンターの要修繕箇所マップを作つておかないと話が前に進まずに終わると思う。

【熊木会長】

ほかに意見を求めるがなし。

その他に移る。事務局、何かあるか。

【石崎係長】

・次回協議会：会長と協議の上決定

【熊木会長】

・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 北部まちづくりセンター

TEL : 025-531-1337

E-mail : hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。